

秋田市介護従事者資格取得支援事業費補助金交付要綱

〔 令和 3 年 3 月 26 日 〕
市 長 決 裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、介護従事者が介護に必要な資格を取得する際の費用の一部を助成することにより、介護人材の新たな参入を促すとともに、介護従事者のキャリアアップによる意欲の向上および人材の定着を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「介護サービス事業」とは、次に掲げるサービスを行う事業をいう。

- (1) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項に規定する居宅サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与および特定福祉用具販売を除く。）
- (2) 法第 8 条第 14 項に規定する地域密着型サービス
- (3) 法第 8 条第 26 項に規定する施設サービス
- (4) 法第 8 条の 2 第 1 項に規定する介護予防サービス（介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与および特定介護予防福祉用具販売を除く。）
- (5) 法第 8 条の 2 第 12 項に規定する地域密着型介護予防サービス

2 この要綱において「介護サービス事業所」とは、本市から法第 70 条第 1 項、第 78 条の 2 第 1 項、第 86 条第 1 項、第 115 条の 2 第 1 項又は第 115 条の 12 第 1 項の指定を受けた介護サービス事業を行う事業所をいう。

3 この要綱において「介護従事者」とは、介護サービス事業所において、訪問介護員等（介護福祉士又は法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者をいう。）、介護職員又は介護従業者として勤務する者をいう。

(対象者)

第 3 条 助成を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する

者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 市内に住所を有し、介護従事者として市内の介護サービス事業所に勤務することが決まっている者

イ 市内に住所を有し、介護従事者として市内の介護サービス事業所に勤務している者

(2) 介護等（社会福祉士および介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第2条第2項に規定する介護等をいう。以下同じ。）の業務に従事した期間が3年に満たない者であること。

(3) 秋田市市税条例（昭和25年秋田市条例第36号）第3条第1項第1号に規定する市民税の滞納がないこと。

(4) 第7条第1項の規定による申込みをする前に助成を受けようとする費用に係る講座を修了していないこと。

(5) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校に在学する生徒又は学生であって、所定の科目の履修により第5条第1項各号に掲げる研修の課程を修了することができる者でないこと。

(6) 他の公的機関又は勤務する介護サービス事業所から本事業と同様の助成を受けていない又は受ける予定がないこと。

（助成の方法）

第4条 助成は、予算の範囲内において補助金を交付する方法による。

（助成の対象費用）

第5条 助成の対象となる費用は、助成を受けようとする者（以下「申込者」という。）が、第7条第2項の規定による受理通知があった日から1年以内に次に掲げる研修の講座を修了し、当該講座を実施した機関に支払った受講料および教材費（以下「受講料等」という。）とする。

(1) 介護福祉士実務者研修（社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第5号に掲げる介護福祉士として必要な知識および技能を修得するために行う研修をいう。以下同じ。）

(2) 介護職員初任者研修（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23に規定する介護職員初任者研修課程に係る研修をい

う。以下同じ。)

(3) 生活援助従事者研修（介護保険法施行規則第22条の23に規定する生活援助従事者研修課程に係る研修をいう。以下同じ。)

2 受講料等には、次に掲げる費用を含まない。

- (1) 消費税および地方消費税
 - (2) 入学金、交通費および副教材費
 - (3) 個人で購入した参考図書のコピー費用
 - (4) 補講および再試験に係る費用
 - (5) 分割支払手数料および振込手数料
- (助成の額)

第6条 助成の額は、受講料等の合計額に相当する額に、次の表に掲げる補助率を乗じた額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）又は同表に掲げる上限額のいずれか低い額とする。

		第3条第1号ア に掲げる者	第3条第1号イ に掲げる者
介護福祉士実務者研修	補助率	3分の2	2分の1
	上限額	10万円	10万円
介護職員初任者研修	補助率	3分の2	2分の1
	上限額	6万円	6万円
生活援助従事者研修	補助率	3分の2	2分の1
	上限額	3万円	3万円

(申込み)

第7条 申込者は、介護従事者資格取得支援事業費補助金申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、別に定める期間内に市長に提出しなければならない。

- (1) 受講料等の内容および額が確認できる書類
- (2) 第5条第1項各号に掲げる研修を受講の申込みをしたことが確認できる書類
- (3) 介護従事者として市内の介護サービス事業所に勤務することが決まっている又は現に勤務していることが確認できる書類

- (4) 調査同意書（様式第2号）
- (5) 資格・職歴申告書（様式第3号）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、申込者が第3条各号のいずれにも該当すること、同項の書類に不備がないことその他市長が不適当と認める者でないことを確認した申込者に対し、当該申込みを受理するときは介護従事者資格取得支援事業費補助金申込受理通知書（様式第4号）により、受理しないときは介護従事者資格取得支援事業費補助金申込不受理通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（交付の申請）

第8条 前条第2項の規定により受理通知を受けた申込者は、当該申込みに係る研修の講座を修了し、当該講座を実施した機関に受講料等を支払ったときは、当該修了の日の属する年度の3月31日までに介護従事者資格取得支援事業費補助金交付申請書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 受講した講座を修了したことを証する書類
- (2) 受講料等を支払ったことが確認できる書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

（交付の決定）

第9条 市長は、助成することを決定したときは、前条の申請をした者（以下「申請者」という。）に対し、介護従事者資格取得支援事業費補助金交付決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

2 市長は、申請者が前条の申請をした日において次の各号のいずれかに該当するときは、助成しないこととし、当該申請者に対し、介護従事者資格取得支援事業費補助金不交付決定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

- (1) 市内に住所を有しなくなったとき。
- (2) 介護従事者として市内の介護サービス事業所に勤務しないこととなったとき。
- (3) 他の公的機関又は勤務する介護サービス事業所から本事業と同様の

助成を受けた又は受けることとなったとき。

(4) 前条の書類に不備があり、相当の期間が経過しても補正に応じないとき。

(補助金の請求)

第10条 前条第1項の規定により通知を受けた者は、速やかに介護従事者資格取得支援事業費補助金請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、第9条第1項の規定により通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、その決定を取り消すことができる。

(1) 第7条第1項の申込み又は第8条の申請に虚偽があったとき。

(2) 第9条第1項の通知に付した条件に違反したとき。

(3) 他の公的機関又は勤務する介護サービス事業所から本事業と同様の助成を受けていたことが判明したとき。

(4) 不正な手段により第9条第1項の通知を受けていたことが判明したとき。

2 市長は、前項の規定により助成の決定を取り消したときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

（宛先） 秋田市長

介護従事者資格取得支援事業費補助金申込書

介護従事者資格取得支援事業費補助金の交付を受けたいので、秋田市介護従事者資格取得支援事業費補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

申 込 者	住 所	〒	
	フリガナ 氏 名		
	生年月日	年	月 日
	電話番号	—	—
現在勤務して いる又は勤務 予定の事業所	法 人 名		
	事 業 所 名		
	勤務開始日	年	月 日
受講予定研修 (該当するも のに○)		介護福祉士実務者研修	
		介護職員初任者研修	
		生活援助従事者研修	
他の公的機関等からの助成を受け ていない（受ける予定がない）		はい ・ いいえ	

添付書類

- 1 受講料等の内容および額が確認できる書類
- 2 研修の受講を申し込んだことが確認できる書類
- 3 介護従事者として勤務する（勤務している）ことが確認できる書類
- 4 調査同意書（様式第 2 号）
- 5 資格・職歴申告書（様式第 3 号）

様式第2号（第7条関係）

（宛先）秋田市長

調査同意書

私は、介護従事者資格取得支援事業費補助金の申込みおよび交付申請に当たり、次に掲げる事項について秋田市が調査することに同意します。

- 1 住所又は居所
- 2 介護従事者として市内の介護サービス事業所に勤務することが決まっている又は現に勤務していること的事实
- 3 介護等の業務に従事した期間
- 4 市民税の納付状況
- 5 他の公的機関又は勤務する介護サービス事業所から本事業と同様の助成を受けていない又は受ける予定がないこと的事实

年 月 日

住 所

氏 名

様式第3号（第7条関係）

資格・職歴申告書

資格	保有している資格（該当するものに○）		修了日
		介護福祉士実務者研修課程修了	年 月 日
		介護職員初任者研修課程修了	年 月 日
		生活援助従事者研修課程修了	年 月 日
		介護職員基礎研修課程修了	年 月 日
		ホームヘルパー1級又は2級	年 月 日
		上記のいずれも保有していない	

職歴	勤務先事業所名	職務内容	在職期間
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで
介護等の業務を行う事業所に在職した日数			日
上記のうち、介護等の業務に従事した日数			日

※職歴は、介護等の業務を行う事業所での勤務内容を記入してください。

※日数の計算は、介護福祉士の受験資格における計算と同じです。

氏 名 _____

様式第4号（第7条関係）

介保第 号
年 月 日

様

秋田市長

介護従事者資格取得支援事業費補助金申込受理通知書

年 月 日付で申込みがあった介護従事者資格取得支援事業費補助金について、受理しましたので通知します。

なお、補助金の交付に当たっては、この通知があった日から1年以内に研修の講座を修了し、当該修了日の属する年度の3月31日までに別途申請が必要となります。

注意事項

- 1 この通知は、補助金の交付を確約するものではありません。
- 2 この通知があった日から1年以内に、研修の講座を修了しなかった場合又は受講料等を支払っていない場合は、補助金の交付申請ができません。
- 3 介護従事者として市内の介護サービス事業所に勤務しないこととなったとき又は他の公的機関もしくは勤務する（勤務する予定の）介護サービス事業所から本事業と同様の助成を受けることとなったときは、速やかに申し出てください。

担 当 秋田市福祉保健部介護保険課
企画・給付担当

電 話 018-888-5674

F A X 018-888-5673

様式第5号（第7条関係）

介保第 号
年 月 日

様

秋田市長

介護従事者資格取得支援事業費補助金申込不受理通知書

年 月 日付けで申込みがあった介護従事者資格取得支援事業費補助金については、受理できませんでしたので通知します。

理由

担 当 秋田市福祉保健部介護保険課
企画・給付担当

電 話 018-888-5674

F A X 018-888-5673

年 月 日

（宛先）秋田市長

介護従事者資格取得支援事業費補助金交付申請書

先に受理通知を受けた介護従事者資格取得支援事業費補助金の申込みに
ついて、秋田市介護従事者資格取得支援事業費補助金交付要綱第 8 条の規
定に基づき、次のとおり申請します。

申 請 者	フリガナ			
	氏 名			
	電話番号	— —		
現在勤務して いる又は勤務 予定の事業所	法 人 名			
	事 業 所 名			
	勤務開始日	年 月 日		
修了した研修 (該当するも のに○)		介護福祉士実務者研修		
		介護職員初任者研修		
		生活援助従事者研修		
研修実施機関	名 称			
	所在地	〒		
受講料等の額	円（裏面※ 1 参照）			
交付申請額	円（裏面※ 2 参照）			

添付書類

- 1 受講した講座を修了したことを証する書類（裏面※ 3 参照）
- 2 受講料等を支払ったことが確認できる書類（裏面※ 4 参照）

※1 受講料等の額は、次の費用を含めないでください。

- ・消費税および地方消費税
- ・入学金、交通費および副教材費
- ・個人で購入した参考図書の費用
- ・補講および再試験に係る費用
- ・分割支払手数料および振込手数料

※2 交付申請額は、研修および対象者の区分ごとに設定された額が上限となりますので、受講料等の額が上限を超えるときは、上限額を記入してください。

		就労することが 決まっている方	就労している方
介護福祉士実務者研修	補助率	3分の2	2分の1
	上限額	10万円	10万円
介護職員初任者研修	補助率	3分の2	2分の1
	上限額	6万円	6万円
生活援助従事者研修	補助率	3分の2	2分の1
	上限額	3万円	3万円

注：千円未満は切捨て

※3 受講した講座を修了したことを証する書類は、所定の試験等に合格した後に発行される修了証明書の原本を添付してください。内容を確認後に写しを徴した上で返却します。

※4 受講料等を支払ったことが確認できる書類は、申請者本人が支払ったことが確認できる領収書の原本が必要となります。ただし、クレジット払い、口座振替等のため領収書が発行されない場合は、クレジット契約証明書、振込受領書又は振込明細書の原本でも構いません。提出された原本は、確認印を押印し、写しを徴した上で返却します。

様式第7号（第9条関係）

秋田市指令第 号

様

介護従事者資格取得支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請があった介護従事者資格取得支援事業費補助金について、下記のとおり決定しましたので通知します。補助金の交付を請求する場合は、介護従事者資格取得支援事業費補助金請求書を提出してください。

年 月 日

秋田市長

記

1 交付決定額

円

2 交付の条件等

担 当 秋田市福祉保健部介護保険課

企画・給付担当

電 話 018-888-5674

F A X 018-888-5673

様式第 8 号（第 9 条関係）

秋田市指令第 号

様

介護従事者資格取得支援事業費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請があった介護従事者資格取得支援事業費補助金については、交付しない決定としましたので通知します。

年 月 日

秋田市長

理由

担 当 秋田市福祉保健部介護保険課
企画・給付担当

電 話 018-888-5674

F A X 018-888-5673

（宛先）秋田市長

介護従事者資格取得支援事業費補助金請求書

先に交付決定通知を受けた介護従事者資格取得支援事業費補助金の申請について、秋田市介護従事者資格取得支援事業費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、次のとおり請求します。

請求者	住所	〒					
	フリガナ 氏名						
	電話番号	— —					
請求金額		円					
振込先	金融機関名						
	支店名						
	口座種目	普通 ・ 当座					
	口座番号						(右詰)
	フリガナ 口座名義人						

※請求者欄の氏名は、介護従事者資格取得支援事業費補助金交付申請書の申請者と同一である必要があります。

※請求者と振込先の口座名義人が異なる場合は、委任状（裏面）が必要です。

年 月 日

(宛先) 秋田市長

委任状

委任者 (請求者)

住 所

氏 名

私は、介護従事者資格取得支援事業費補助金の受領を
次の者に委任します。

受任者 (振込先)

住 所

氏 名

電話番号

委任者との関係

※委任者の自署で記入すること。